

つくばみらい市社協指定市町村事務受託法人運営規程

(事業の目的)

第1条 つくばみらい市が設置し、つくばみらい市社協ケアセンターきらくやま（以下「事業所」という。）が行う要介護認定調査事務（以下「事務」という。）を適正に運営する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、認定調査員による要介護認定調査が適正に行えることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 認定調査は、介護保険制度の軸を設計することから、その根本的考え方である「介護にかかる時間」及び「状態の維持・改善可能性の評価」に基づく要介護認定及び要支援認定を公正・中立の立場で行います。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 つくばみらい市社協 ケアセンターきらくやま

(2) 所在地 茨城県つくばみらい市神生530番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

(2) 専門員 2名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までの年末年始は除く。

(2) 営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、携帯電話等により常時連絡可能な体制をとる。

(認定調査の方針)

第6条 原則として、1名の調査対象者につき、1名の認定調査員が1回で認定調査を行います。

2 認定調査の際に、急病等により調査対象者の状況が一時的に変化している場合等、適切な調査が行えないと判断したときは、その場では調査を行わず、状況が安定した後に再度調査日を設定し調査を行います。また、入院後間もないなど調査対象者の心身の状態が安定するまでに相当期間を要すると思われ、介護保険サービスの利用を見込めない場合は、必要に応じて申請者に対し一旦申請を取り下げ状態が安定してから再度申請を行うよう説明します。

3 認定調査後、異なる調査員による再調査が不可欠と判断したときは、異なる調査員により再度認定調査を行います。

(認定調査の内容)

第7条 認定調査の内容は、次のとおりとする。

(1) 市の要介護認定調査依頼書に基づく調査の実施

(2) 認定調査票の作成及び市への提出

(3) 市との連絡調整

(通常の事業実施区域)

第8条 通常の事業実施区域は、つくばみらい市内とする。

(秘密保持)

第9条 事業所の職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持しなければならない。又、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の条件とする。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、事業所の管理者が社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会と協議して定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成20年4月10日より施行する。